

# やまなし県有林Jークレジット共同創出事業

## 企画提案募集要項

令和7年2月

山梨県林政部 県有林課

## 1 事業の目的

本事業では、県と公募により選定された企業等が、協定を締結し、航空レーザデータ等を活用して県有林が吸収するCO<sub>2</sub>をJ-クレジット(以下「クレジット」という。)として創出するとともに、その販売収益及びデータ解析を通じて得られる森林資源情報を県有林の管理に活用し、持続可能な林業経営の実践を通してカーボンニュートラルの達成に貢献することを目的とする。

※県有林の管理方針、事業内容等については、「1 1. 参考情報」を参照のこと。

## 2 事業の内容

### (1) 事業名称

やまなし県有林J-クレジット共同創出事業(以下「本事業」という。)

### (2) 対象森林

県有林の内、森林法第11条に基づく森林経営計画策定箇所145,428ヘクタール

※プロジェクト登録までに森林経営計画の変更があった場合は、対象森林の面積が変動する可能性がある。

### (3) 事業内容

ア) 対象森林において、『国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)実施要綱』に基づくクレジットの創出を県と共同で取り組む者(以下「共同創出者」という。)が森林由来のクレジットを創出する。

イ) 共同創出者は、令和7年度中にプロジェクト登録を行う。

ウ) 共同創出者は、県の持つ森林情報及び航空レーザデータ等を活用し、県有林の管理に必要な森林資源情報の解析を行い、県に提供する。

エ) 県は、森林資源情報の解析結果を検証し、県が行う事業に活用する。

オ) 共同創出者は、県が取得したクレジットの販売支援又は買取りを行う。

※詳細は、別紙1「やまなし県有林J-クレジット共同創出事業仕様書」を参照

### (4) 共同創出者の公募方法

県は、公募により企業等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をしたものを共同創出者として選定する手続きを実施する。

受託を希望する企業等は、企画提案参加申込書(様式第1号)、企画提案書(参考様式)等を後述の「3. 企画提案に係るスケジュール」に記載した提出期限までに提出すること。

県は提案内容を審査の上、最優秀提案者(評価結果が最上位の企業等)を別紙2の「やまなし県有林J-クレジット共同創出事業に関する協定書」の協定締結相手として選定する。

### (5) 事業期間

協定締結の日から令和17年3月15日(木)まで

### (6) クレジットの帰属

クレジット創出に関するプロジェクト登録申請書、モニタリング報告書、クレジット申請書等は、山梨県知事名で作成した上で制度管理者や審査機関に提出することとし、創出したクレジットは県に帰属する。

### (7) 創出経費及びクレジットの配分

創出に要する経費は、共同創出者が負担するものとし、県はこれに相当するクレジットを創出したクレジットから共同創出者に配分する。

配分割合は、企画提案書に記載した値から次のとおり求めるとともに協定書に定め、クレジット発行ごとに配分する。

A・・・創出見込量

a・・・創出に見込まれる経費

b・・・企画提案者が想定するクレジット販売単価

B・・・創出に見込まれる経費に相当するクレジット

( $a \div b$  で求めた数値の小数点以下を切り捨てた整数)

C・・・県の配分量 (A-B)

<b>配分割合</b> <b>県：共同創出者 = C : B</b>
------------------------------------

### (8) やまなし県有林 J-VER の購入

共同創出者は、協定締結後、山梨県が販売する『やまなし県有林 J-VER (プロジェクト番号 0063)』の内 1 万 t-CO<sub>2</sub> を別に定める契約に基づき、令和 8 年度末までに購入すること。

購入価格は、11,000 円/t-CO<sub>2</sub> (税込) 以上で企画提案書に記載した金額とする。

### (9) 募集要項の配布

県ホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html>) からダウンロードすること。なお、窓口及び郵送での配布は行わない。

## 3. 企画提案に係るスケジュール

ア) 募集開始	令和 7 年 2 月 12 日 (水)
イ) 企画提案参加申込書提出期限	令和 7 年 2 月 25 日 (火)
ウ) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和 7 年 3 月 7 日 (金)
エ) 企画提案書作成等に関する質問への回答	令和 7 年 3 月 11 日 (火)
オ) 企画提案書提出期限	令和 7 年 3 月 17 日 (月)
カ) プレゼンテーション審査	令和 7 年 3 月 25 日 (火)
キ) 選定結果の通知・公表	令和 7 年 3 月 28 日 (金)
ク) 協定締結	令和 7 年 4 月中旬

## 4. 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、後述の「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 参加資格

ア) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者 (更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除

く。)でないこと。

ウ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

エ) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

カ) 令和3年度以降、地方公共団体、法人からの同種又は類似の事業を受託又は協定を締結した実績を有する者であること。

キ) 複数企業等による共同提案も可能とするが、その場合は全企業等が上記ア) からオ) を満たし、かつ複数企業等の内1者以上がカ) を満たすものとする。また、県は代表者と協定を行うため、その他の企業等については、実施体制表（様式第4号）により本事業を行うこと。その場合においては、本事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

## (2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）

イ) 誓約書（様式第2号）

ウ) 同種・類似事業実績調書（様式第3号）

エ) 実施体制表（様式第4号）

オ) 業務担当者調書（様式第5号）

カ) 質問書（様式第6号）

※ただし、山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記イ) の提出は不要とする。

## (3) 参加申込書の提出期限

提出期限は、「3. 企画提案に係るスケジュール」に記載のとおり。

持参での提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

## (4) 参加申込書の提出先

後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり

## (5) 参加申込書の提出方法

郵送又は持参により行い、提出の期限までに必着のこと。

※電子データを PDF 形式で電子メール等により提出すること。

**(6) 参加表明後の辞退**

企画提案書の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」(様式任意)によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

**5. 質問の受付**

**(1) 質問方法及び送付先**

質問書(様式第6号)に記載し、電子メールにて送付すること。

送付先のメールアドレスは、後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり。

**(2) 受付期限**

令和7年3月7日(金)正午(必着)

**(3) 質問に対する回答**

質問に対する回答は、令和7年3月11日(火)までに県ホームページで公開する。

**(4) その他**

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせることがある。

また、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案の選考に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないこともある。

**6. 企画提案書**

企画提案書は1件の参加申込みにつき1提案とし、次により提出すること。

**(1) 企画提案書**

ア) 県が示す企画提案書(参考様式)に掲げる項目を必ず提案内容に入れた上で、同様式を参考に、A4判両面印刷、縦型、横書き、左綴じとすること。A3判はやむをえない場合に使用することとし、片面、横折り込みとする。ページ数制限なし。

イ) 日本語表記で12ポイント以上

ウ) 別紙1「やまなし県有林Jークレジット共同創出事業仕様書」を参照のこと。

エ) 企画提案時における創出量は、山梨県県有林収穫予想表(平成15年3月調整)を使用して算定すること。手元がない場合は、後述の「10. 問い合わせ・提出先」に電子メールで提供を依頼すること。その際、件名は「【商号又は名称】やまなし県有林Jークレジット共同創出事業 収穫予想表の提供依頼」とする。

**(2) 提出部数及び提出方法**

企画提案書: 正本1部・副本6部

郵送又は持参により行い、提出の期限までに必着のこと。

※電子データを PDF 形式で電子メール等により提出すること。

**(3) 提出期限**

令和7年 3月17日(月)午後3時必着

※持参での受付は平日の午前9時~正午、午後1時~5時(最終日のみ午後3時)

※提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することが出来ない。

#### (4) 提出先

後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり。

### 7. 審査

#### (1) 審査方法

県が設置する選定委員会において、別紙3の「やまなし県有林Jークレジット共同創出事業に係る企画提案審査基準」により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、各委員の評価点を合計して順位を付け、最高点を付けた企画提案者を共同創出候補者として選定する。ただし、最高点が複数いる場合は、選定委員会で協議の上、共同創出の候補者を選定する。

また、企画提案者が1者のみであった場合、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、共同創出候補者として選定する。

企画提案者が4者を超える場合は、審査委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位に評価された4者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。

企画提案者が4者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。

#### (2) 留意事項

評価点の合計が最高点であっても、本募集要項に合わない場合や評価点が著しく低い審査項目がある場合は、共同創出候補者に選定しない場合がある。

また、提案に関して提出書類の虚偽記載、その他不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

#### (3) プレゼンテーション審査

ア) 期 日：令和7年3月25日（火）

イ) 場 所：山梨県庁防災新館408会議室

ウ) 時 間：別途連絡

エ) その他：

- ・1企画提案者あたりの持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順により決定する。
- ・提案説明者は、実施体制表に記載された者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは県で用意するが、自前のプロジェクターの持ち込みは可とする。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーションは提出した参考申込書及び企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

#### (4) 結果通知

ア) 審査結果は、令和7年3月28日（金）午後1時に県ホームページで公表するとともに、企画提案者あてに通知する。

イ) 審査は非公開で実施するが、後日議事録（要旨）を県ホームページで公表する。

ウ) 審査結果に対するいかなる異議申立ては受け付けない。

## 8. 協定

### (1) 協定の締結

県は、共同創出候補者と企画提案書の内容及び事業計画を基本として、別紙2により協定を締結する。評価点が最高点の候補者と協定の締結ができない場合は、次点の者と協議を行い、協定を締結する。

### (2) 協定締結の中止

ア) 協定を締結するまでの間に共同創出候補者が「4. 参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、協定を締結しないこともある。この場合、当該事業に要した費用については、一切補償しないものとする。

イ) 共同創出候補者が「4. 参加資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、協定を締結しないことがある。

### (3) 協定内容の変更

次の各号のいずれかに該当する場合は、県と共同創出者が協議の上、協定内容を変更することができる。

ア) 天災等の不可抗力により事業の実行に支障が生じた場合

イ) その他、県と共同創出者で協議し、必要と認められる場合

## 9. その他必要な事項

### (1) 企画提案について

ア) 企画提案に要する費用は企画提案者の負担とする。

イ) 提出された書類等は返却しない。

ウ) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として企画提案者が負うものとする。

### (2) その他

ア) 企画提案を予定している企業等が本公募型プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるときは、本事業を延期又は取り止めることがある。

イ) 企画提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことがある。

ウ) 提出された企画提案書等は、山梨県情報公開条例その他の規定に基づき、開示する場合がある。

## 10. 問い合わせ・提出先

山梨県林政部県有林課 県有林計画担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

電話番号 055-223-1623 (直通)

FAX番号 055-223-1636

質問送付先 メール: kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp

## 1 1. 参考情報

企画提案書作成にあたっては、次の Web サイトを確認しておくこと。

### (1) 県有林

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html>

### (2) 県有林管理計画

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html>

### (3) F S C<sup>®</sup>森林管理認証への取り組み

[https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70\\_029.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html)

### (4) 県有林における経営事業とは

[https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/yamanashikenkenyuurin\\_keieijigyou.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/yamanashikenkenyuurin_keieijigyou.html)

### (5) 県有林の林産物販売情報

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/syuukaku-110531-hanbaijyouhou.html>